主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人影山正雄の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴 法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、原判決の法令適用には所論以外の点に おいて誤りなしとしないが、事案にかんがみ、未だ同法四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のおり決定する。

昭和五〇年六月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己